

指定内容に変更が生じた場合の手続き

◇ 手続きの流れ

1. 下記の書類を提出してください。(郵送可)
2. 町にて内容を確認し、登録内容を変更いたします。
3. (社名、代表者名に変更があった場合)
再度発行した『多気町指定給水装置工事事業者証』をお渡しまたは郵送いたします。

◇ 提出書類

《社名、代表者名に変更がある場合》…変更のあった日から 30 日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)
2. 誓約書(様式第 2)
3. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第 3)
4. 法人事業主の場合:定款(写し)および登記事項証明書
個人事業主の場合:住民票
5. 従前の『多気町指定給水装置工事事業者証』(原本)

《主任技術者に変更がある場合》…変更のあった日から 14 日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)
2. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状または技術者証の写し)
3. 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの(保険証の写し等)

《役員に変更がある場合(法人事業主のみ)》…変更のあった日から 30 日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)
2. 登記事項証明書

《住所に変更がある場合》…変更のあった日から 30 日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)
2. 法人事業主の場合:登記事項証明書
個人事業主の場合:住民票

◇ 手数料

※変更の届出には手数料は不要です。